

令和8年度 いばらきの抹茶産地育成事業 公募要領

第1 通則

いばらきの抹茶産地育成事業（以下「本事業」という。）の公募要件等について、いばらきの抹茶産地育成事業費補助金交付等要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領（以下「公募要領」という。）において定める。

第2 応募主体

要綱第3条に定める事業実施主体とする。

第3 対象品目

てん茶：覆下茶園（被覆資材で摘採前2～3週間程度被覆した茶園）から摘採した茶葉を蒸熱し、揉まずにてん茶炉で乾燥させて製造したもの。

第4 応募要件

- 1 要綱第4条に定める要件を満たしていること。
- 2 要綱別表2に定める達成すべき成果目標から2つ設定し、目標年度までの達成に向けた取り組みを実施することができること。
- 3 市町村を含む行政機関や関係機関等との連携を図ること。

第5 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

第6 申請書類の提出

応募主体は、以下に掲げる申請書類を茨城県農林水産部産地振興課あてメールにて提出するものとする。

- 1 事業実施計画承認申請書兼補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 事業実施計画書（様式第1号別添）
- 3 費用対効果分析の結果（別紙様式）
- 4 応募申請内容に係る根拠資料
- 5 その他、知事が提出を求めたもの

第7 申請書類の提出にあたっての留意事項

書類に不備等がないよう、要綱・公募要領を熟読のうえ、作成・提出すること。

第8 公募期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月29日（金）17時まで

第9 申請の採択

- 1 審査の方法
知事は、応募主体から提出された申請書類について、要綱に定める採択要件に基づき、達成すべき成果目標のポイントや費用対効果分析の結果等を総合的に判断し採択者を決定する。
- 2 審査結果の通知
県は、審査終了後速やかに、応募主体に対して結果を通知する。

○事業問い合わせ先（申請先）

茨城県 農林水産部 産地振興課 農産・特産振興グループ TEL：029-301-3921 FAX：029-301-3939 Mail：sansin2@pref.ibaraki.lg.jp
--